

高千穂町放課後児童クラブ

安全計画

令和 6年 3月

福祉保険課

— 目次 —

第1章 総則

1. 安全計画策定の目的……………1
2. 本計画の位置付け……………1
3. 本計画の履行・改訂……………1

第2章 細則

1. 安全点検……………2～3
 - (1) 施設・設備の安全点検……………2
 - (2) マニュアル(指針)の策定・共有……………2～3
2. 児童・保護者に対する安全教育等……………3～4
 - (1) 児童への安全指導……………3
 - (2) 保護者等への周知・共有……………4
3. 訓練・研修……………4～6
 - (1) 避難訓練等……………4～5
 - (2) 職員への研修・講習……………6
4. 再発防止策の徹底……………6

～別紙～

○高千穂町放課後児童クラブ安全計画（実施計画）

※第2章 細則 1～4における実施計画

高千穂町放課後児童クラブ安全計画

第1章 総則

1. 安全計画策定の目的

放課後児童クラブにおける安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設定等の安全点検や、施設外活動等を含む放課後児童クラブでの活動、取組等における放課後児童クラブ職員や児童に対する安全確保のための指導、放課後児童クラブ職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間の行動スケジュールを定めることを目的として放課後児童クラブ安全計画（以下「本計画」という。）を定める。

2. 本計画の位置付け

本計画は、高千穂町福祉保険課を策定主体とする、高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高千穂町条例第20号。以下「条例」という。）第6条の2に規定する安全に関する事項についての計画とする。本計画は、高千穂町放課後児童クラブ危機管理対応マニュアル（以下「危機管理対応マニュアル」という。）の内容について具体的な手順とスケジュールによって実効性を担保することを主旨として、本計画と危機管理対応マニュアルは、その内容を相互に補完するものとする。

3. 本計画の履行・改訂

本計画は、計画どおりに履行されることはもちろんのこと、新たな年度が始まる前に、放課後児童クラブ職員間でその内容を見直し、共有することが望まれる。職員もしくは福祉保険課は、本計画内容の改訂が必要と判断する場合は、あらかじめその内容を各児童クラブと福祉保険課の両方で協議する。

第2章 細則

1. 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検

放課後児童クラブ施設・設備の安全点検は、危機管理対応マニュアルに基づいて、「放課後児童クラブ施設/設備 安全点検チェック表」によって実施する。安全点検実施においては、漫然とチェック項目をなぞるのではなく、指定された月次ごとに、季節や利用形態の変化によって、特に重点的に点検すべき箇所を把握し、【表1】のとおり実施する。

【表1】重点点検箇所

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	①・②	③ 田原小のみ	①・②	③ 田原小のみ	①・②	③ 田原小のみ
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	①・②	③ 田原小のみ	①・②	③ 田原小のみ	①・②	③ 田原小のみ

(凡例)

- 高千穂小・岩戸小・押方小 ～① 児童クラブ使用全教室、教室のあるフロア(廊下等)、トイレ、出入口
② テラス、ウッドデッキ:高小、駐車場、校庭(遊具含む)
- 田原小 ～① 全教室、ホール、事務室、トイレ、出入口
② テラス、水回り(水飲み場等)、校庭(遊具含む)
③ 校舎裏周辺:土手等、ブレイカー(設置場所含む)

【危機管理対応マニュアルでの関連項目】

2. 事前対策 5) 児童クラブ開所(支援)中の安全管理について (3) 日常の安全点検…P8
あらかじめ点検項目を明確にしておき、全職員で分担して、「放課後児童クラブ施設/設備 安全点検チェック表」により定期的に点検を実施することとする。

(2) マニュアル(指針)の策定・共有

放課後児童クラブにおける安全管理を含めた包括的な危機管理に関するマニュアルは、原則として高千穂町福祉保険課が策定する「危機管理対応マニュアル」を用いる。ただし、個々の児童クラブがその特性に応じて個別のマニュアルを作成することは差し支えない。危機管理対応マニュアル及び個々の児童クラブにおいて作成したマニュアルは、策定期間、見直し予定時期及び掲示・管理場所を【表2】のとおり把握する。

【表2】マニュアルの策定・共有状況

分野	策定期期	見直し（再点検） 予定時期	掲示・管理場所
高千穂町 放課後児童クラブ危機 管理対応マニュアル	令和6年3月	随時	各児童クラブ内教室 (※高小のみ1年教室) 事務室中心(※田原小のみ)

【危機管理対応マニュアルでの関連項目】

2. 事前対策 4) 事故防止に向けた環境づくり (2) 情報の共有化……P5

児童の体調の変化や留意点、発生した事故、ヒヤリ・ハット事例等に関する情報や対応策を児童クラブ内で共有することが重要である。情報は共有し、起こりうるリスクや対応策を学び、組織として事故防止への意識や対応を向上させる。

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全指導

児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること。児童への学習は、学年及び実施時期を見定め、計画的に各児童クラブの状況にあわせ実施していく。

【児童への安全指導内容】(凡例)

- ・1年生 ～入学当初の早い時期(4～5月) 施設の安全な使用に関する話
- ・2～6年生 ～年度末/年度初時期(3～4月) 施設の安全な使用に関する話
(※高千穂小児童クラブのみ)
下級生との接し方
- ・全学年 ～災害や事故等の大きなニュース等があった場合は、それを題材とした話
や紙芝居等をして学ぶ機会とする。

【危機管理対応マニュアルでの関連項目】

2. 事前対策 4) 事故防止に向けた環境づくり (4) 安全教育

②児童に対する安全教育……P6

職員は日常の活動や訓練等を通して、事故の予防や災害時の対応のための約束事や行動の仕方について、児童の発達や能力に応じた方法で理解させるとともに、必要に応じて、警察・消防機関等の協力を得て学習する機会をもつようにする。

2. 事前対策 5) 児童クラブ開所(支援)中の安全管理について (4) 学年別の安全指導…P8

児童は、発達により行動パターンが大きく異なる。そこで、職員は児童の年齢に応じた特徴、発達状態、動静などの実態を常によく把握し、その個人差や年齢に応じた学年別の安全指導を行うこと。

(2) 保護者等への周知・共有

保護者に対し、放課後児童クラブにおいて策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を周知・共有する。

日常生活においても、児童の安全に係るルール・マナーを遵守することや、帰宅申請書により帰宅する児童の保護者には、帰宅時の安全確保の観点から、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど、保護者と連携し、放課後児童クラブにおける活動外においても、児童の事故等の未然防止につなげる。

放課後児童クラブにおいて策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容について、児童クラブのある学校、必要に応じて地域の関係機関と共有する。

また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び放課後児童クラブが行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましい。

保護者や学校、地域に対しての情報の周知・共有を下記のとおり実施する。

【情報の周知・共有】

- ・保護者・地域 ～危機管理マニュアル・安全計画の周知に於いては、高千穂町のホームページでの公開とする。
- ・各小学校 ～危機管理マニュアル・安全計画の周知に於いては、それぞれの冊子を配布して情報共有も図るとともに、内容によっては協力を得られるよう依頼をする。 例) 支援員の避難訓練の見学・参加等

【危機管理対応マニュアルでの関連項目】

2. 事前対策 1) 危機管理意識の高揚 (3) 保護者や学校、地域との連携……P1

児童の安全確保や放課後児童クラブの防犯・災害体制確立のためには、保護者や学校、地域との連携が重要であることから、日頃から積極的に保護者や学校、地域から情報を収集し、危機を予知・予測し、事故を未然に防ぐように努めるとともに、危機発生時には保護者や学校、地域からの協力を得て対応できる体制を整えておく必要がある。

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等

避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行う。救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AEDの使用等）の実技講習を定期的に受け、放課後児童クラブ内でも訓練を行うこと。

不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練や、災害等の発生に備え、定期的に実践的な訓練を行うこと。訓練の実施にあたっては、条例第6条第2項の規定に基づき、各関係機関の協力を得ながら実施する。状況によってはその限りではない。

基準外の訓練においても、現場で想定される各種訓練について【表 3】によって実施する。

なお、児童クラブのある学校の避難訓練に、支援員が見学あるいは参加させてもらう等、学校での避難方法を学び、児童クラブ開所時の発生時にも活かせるようにする。見学等後は、記録(学んだこと等含む)をし、福祉保険課へ提出する。田原小児童クラブに於いては、同様に田原小学校の訓練を見学・参加するが、独自でも定期的に訓練を実施することとする。また、土曜日については、開所場所である高千穂小学校児童クラブに於いて、土曜日の訓練を年 1 回程度実施する。長期休暇(春・夏・冬)にあたっては、各児童クラブで年 1 ～2 回程度実施することとするが、田原小児童クラブに於いてはこの限りではない。

※子育て支援センターにおける研修で、児童クラブの訓練と重複する内容のものについては、その研修を児童クラブの支援員(職員)研修に充て、支援員が参加することにより訓練を実施したものとみなす。なお、訓練実施内容については、【表 3】のものを基本、参加対象とするが、「I」に関しては、別実施の可能性もあるがこの限りではない。

◎条例第 6 条第 2 項の規定に基づく訓練

～学校訓練の見学・参加、各児童クラブでの実施、子育て支援センター実施訓練に参加
(凡例) ①避難経路の確認訓練 ②地震対応訓練 ③火災予防訓練 ④通報等訓練

【表 3】 その他の訓練

訓練内容	実施予定時期(時期と回数を記載)
I. 119番通報訓練・消火器操作訓練	冬季・1回(子育て支援センター研修に参加)
II. 救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、痙攣・発作時等)	夏季前後・1回(子育て支援センター研修に参加)
III. 不審者対応訓練(110番通報訓練等)	土曜日(高千穂小学校開所日)・1回

【危機管理対応マニュアルでの関連項目】

2. 事前対策 4) 事故防止に向けた環境づくり (4) 安全教育 ①各種訓練の実施…P5～6
福祉保険課が、各機関へ依頼して協議し、各種訓練に合わせ企画・立案する。

(中文省略)

なお、子育て支援センターで実施される訓練の内容によっては、児童クラブの研修として参加することとする。また、必要に応じて、警察・消防等の関係機関の協力を得ながら、防災・防犯・事故対応などの各種訓練を実施することもあり得る。

【参考条文】

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他、非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は定期的に行わなければならない。

(2) 職員への研修・講習

支援センターや自治体が行う研修・講習時に、全ての職員が受講し、意識や知識を高めていくことが望まれる。

【危機管理対応マニュアルでの関連項目】

2. 事前対策 1) 危機管理意識の高揚 (1) 職員研修の実施……P 1

福祉保険課は、各児童クラブに限らず、必要に応じて、町内全児童クラブにおける支援員との会議等において、ヒヤリ・ハット事例の提供をして精査・検証をし、情報共有においてその徹底を図る。

4. 再発防止策の徹底

事故を予防するためには、過去のけがの記録などを参考にして危険箇所を把握することはもちろんのこと、けがに至らない事例についても検証を進めていくことが重要となる。幸いにも事故を回避できた事例を「ヒヤリ・ハット事例」として、その事例を精査・検証し、事故の未然防止を図る。